

鴨川市要援護高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 7 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第 36 号

鴨川市要援護高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱を廃止する告示

鴨川市要援護高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱（平成 17 年鴨川市告示第 20 号）は、廃止する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。